



埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験が行われます

試験期日 10月12日(日) 試験開始時間 午前10時

会場 埼玉県内の大学等(予定)

※試験会場は、受験票に記載します。受験票に記載した会場以外では受験できません。

試験案内 (1) 配布期日 5月29日(木)～6月30日(月) ※閉庁日を除く

(2) 配布場所 ア 市区町村介護保険担当課及び市町村社会福祉協議会

イ 県高齢者福祉課及び県福祉事務所

ウ 埼玉県社会福祉協議会(彩の国すこやかプラザ)

※埼玉県社会福祉協議会では6月1日(日)を除く土日祝日も配布しています。

(3) ホームページでの公開

埼玉県社会福祉協議会のホームページにて、実務経験証明書等を含む、試験案内の一部公開を行っております。

試験案内を配布場所にて入手し、所定の申込書及び封筒を使用してお申込みください。

※ホームページで公開する様式(実務経験証明書等)は、必ず令和7年度の様式で作成してください。

受験資格 ※詳しくは「試験案内」を御覧ください。

(Ⅰ) 国家資格等を取得後、登録してからの業務が5年以上かつ900日以上ある方

(Ⅱ) 施設等において法により必置とされる相談援助業務に従事した期間が5年以上かつ900日以上ある方

申込方法 簡易書留による郵送(持込不可)

受付期日 5月29日(木)～6月30日(月)(当日消印有効)

受験に要する費用 受験手数料 12,000円(埼玉県手数料条例に定められた金額)

試験問題作成手数料 1,400円 合計 13,400円

☎ 048-824-3111 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く) ☎ 048-822-1449

※受験資格の有無は、お電話による問い合わせでは回答できません。

※受験資格の有無は、御提出いただいた受験申込書類に基づき審査します。

介護予防教室栄養講話を開催します

今回のテーマは「65歳からの食事～乳製品を利用した乳和食の紹介～」として普段の調理に乳製品をちょっと足す乳和食の紹介を行います。普段の煮物や汁物に乳製品を足すことで、減塩やたんぱく質アップなど様々の効果があります。試食も準備していますのでぜひご参加ください。

日時 7月18日(金)

10時30分～11時30分

場所 中央公民館集会所

講師 管理栄養士 今口比呂美氏

申込み/☎越生町地域包括支援センター

☎ 049-292-5505

オレンジカフェミニ講話のお知らせ

オレンジカフェは、認知症のご本人やご家族、地域の人たち、医療・介護関係の方など、だれでも参加できる「つどいの場」です。

オレンジカフェ ウエルシア越生で、ミニ講話・ワークショップを行います。

お申込みの上、ぜひご参加ください。

日程 6月24日(火)

時間 午後1時30分～2時45分

会場 ウエルシア 越生店

内容 講話「未病」について

ワークショップ 生薬を使ったフォトフレーム作り

対象 越生町にお住まいの方

定員 12名

持ち物 なし

申込み 6月20日(金)まで

☎越生町地域包括支援センター

☎ 049-292-5505

介護者家族のつどいを開催します

介護をしている方、介護経験のある方の交流会をおこないます。

家庭でできる「手軽にできる高齢者が食べやすい食事」を作ります。

作った料理を食べながら日頃の介護のお話や情報交換をしましょう。

日時 6月20日(金) 10時～13時

場所 中央公民館 調理実習室(2階)

講師 管理栄養士 小田島 京子先生

持ち物 エプロン、三角巾、タオル、

参加費 300円

申込み人数 12名程度

申込み期限 6月13日(金)

申込み先 越生町地域包括支援センター

☎ 049-292-5505

日本赤十字社一般活動資金募集への協力について

日本赤十字社では、毎年活動資金の募集を行っており、ご協力いただいた資金は、被災地における救護活動や人道支援などに活用されています。

資金募集への協力については、各区の役員のみなさまがご家庭を訪問させていただくことがありますので、赤十字活動へのご理解と、活動資金のご協力をお願いいたします。

☎健康福祉課 福祉担当

☎内線 112

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内(第十二回特別弔慰金)

戦後80周年にあたり、令和7年4月1日から第十二回特別弔慰金の請求を開始しました。

戦没者等の遺族で、令和7年4月1日時点において、公務扶助料(恩給など)や遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位者1名に対して支給されます。

支給対象

戦没者等の死亡当時の遺族で、

1. 弔慰金受給権者

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の(1) 父母(2) 孫(3) 祖父母(4) 兄弟姉妹

※戦没者等死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。

4. 1～3以外の戦没者等の三親等内親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面 27.5万円(5年償還の記名国債)

請求期限

令和10年3月31日まで

※請求期限を過ぎると時効により請求できなくなります。

☎健康福祉課 福祉担当

☎内線 112